

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和7年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとします。（第2条関係）

区 分		令和6年度	令和7年度	増減
程を 含む。 育学校の 前期課	小学校（義務教） 校長および教員	4,934人	5,031人	97人
	養護教員	235人	236人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	269人	271人	2人
	計	5,491人	5,591人	100人
程を 含む。 育学校の 後期課	中学校（義務教） 校長および教員	2,845人	2,852人	7人
	養護教員	105人	106人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	21人	20人	△1人
	事務職員	124人	126人	2人
	計	3,095人	3,104人	9人
計	校長および教員	7,779人	7,883人	104人
	養護教員	340人	342人	2人
	栄養教諭および学校栄養職員	74人	73人	△1人
	事務職員	393人	397人	4人
	合計	8,586人	8,695人	109人

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧		
第 1 条 省略		
第 2 条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長および教員	4,934人	2,845人
養護教員	235人	105人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	21人
事務職員	269人	124人
計	5,491人	3,095人
合計	8,586人	
2 省略		
付則 省略		

新		
第 1 条 省略		
第 2 条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長および教員	5,031人	2,852人
養護教員	236人	106人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人
事務職員	271人	126人
計	5,591人	3,104人
合計	8,695人	
2 省略		
付則 省略		